

平成25年（2013年）第4回市議会定例会本会議（12月12日）

懲罰特別委員長報告

本委員会に付託されました「小林伸行議員に対する懲罰」について委員会における審査の経過と結果を申し上げます。

本件は、12月10日の予算決算常任委員会において、議案第129号横須賀市下水道条例中改正についての討論中に、横須賀市議会の名誉を汚した発言がなされたものであり、地方自治法第132条に違反したとして、懲罰を求める動議が、岩沢章夫議員他6名の議員の連署で、昨日、議長へ提出されたものであります。

委員会は、本日、会議を開き、小林伸行議員に委員外議員として出席を求め、討論における発言の趣旨及び認識について質疑を行いました。

主な質疑を申し上げますと、予算決算常任委員会生活環境分科会において事前に市議会事務局から修正議案の提出方法についての説明を受けていたにもかかわらず、あくまで私案提出にこだわった理由、まるで本市議会が市民の見えないところで議論を行い、議会の外でいろいろなことが決められていくような印象を与えたことへの

認識、本市議会を誹謗中傷する結果を招いた今回の発言に対する認識、「すり合わせ、根回し」という表現を討論で用いた理由、議員相互の意見交換に対する考え方、「すり合わせ、根回し」という言葉の持つ印象及び市議会をおとしめたとの認識の有無、「すり合わせ、根回し」を慣例と断言した根拠、議員による発言の重みとその責任に対する認識、議会が自身の発言を封じているといった印象を与えるため討論を行った、との指摘に対する見解について、であります。

次いで討論はなく、採決の結果、小林伸行議員に懲罰を科すべきものと、またその種類については、「公開の場での戒告」とすべきものといずれも全会一致で決定しました。

以上で報告を終わります。